

児童福祉審議会委員長の選出について

児童福祉審議会には、委員の互選により委員長及び副委員長各一人を置くこととされています。（児童福祉法第9条第4項）

令和6年1月10日付けで委員長である小川久仁子委員が児童福祉審議会委員を辞任され、令和6年2月13日付けで高橋栄一郎委員が就任されたため、現在、委員長が不在の状況となっています。

今回の書面開催に当たり、鶴飼一晴副委員長（社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 施設部会 児童福祉施設協議会 顧問）から委員長について、下記のとおり推薦をいただきました。

被推薦者の委員長への就任について、別紙回答様式に賛成又は反対を御記入ください。

児童福祉審議会規則第6条第4項により、回答を得られた委員の過半数で決することとします。

【被推薦者】

高橋 栄一郎 委員（神奈川県議会議員）

【推薦理由】

- 小川久仁子委員の後任として就任され、また、児童虐待の未然防止・総合的対策の推進や安心して子どもを育てる環境づくりに積極的に取り組まれており、委員長に適任である。